

町の皆さんのいこいの場です
コーヒーサロン「てとて」

気軽にお立ち寄りください。「てとての会」の会員
がお待ちしております。

日時●11月17日(水) 午前10時～午後1時30分
12月8日(水) 午前10時～午後1時30分

会場●美郷町南ふれあい館(公民館隣)

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、変更
となる場合があります。

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

献血にご協力ください

輸血を必要としている方のため、ご協力をお願いします。
ご協力くださった方には粗品をご用意しています。

実施日	時間	会場
12月3日(金)	10:00～11:00	ロード電子工業株式会社
	12:50～13:50	日立Astemo秋田美郷株式会社
	14:30～16:00	美郷町役場
12月12日(日)	10:00～11:45	イオンスーパーセンター 美郷店
	13:00～16:00	

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

第10回美郷検定を実施します

試験日時●12月12日(日) 午前9時30分～午前10時30分

※受付：午前8時50分～午前9時20分

※合格発表：午前11時20分～

会場●名水市場湧太郎「國之譽ホール」

実施級●3級(定員30名)、2級(定員10名)、1級(定員10名)

受検資格●小学5年生以上であること

・1級、2級はそれぞれ下級に合格していること

検定料●一般800円、中学生以下300円(各級共通)

申込方法●美郷町観光情報センター(道の駅美郷)に備え
付けの申込用紙に必要事項を記入のうえ、検
定料を添えてお申し込みください。

申込期限●12月5日(日) ※定員になり次第受付終了

申込・問 美郷町観光情報センター ☎0182(37)3980

知れば美郷が好きになる！！

「楽しく学ぼう美郷の歴史」講習会を開催します

上記「美郷検定」の前に、美郷の歴史について学ぶこと
ができる講習会を開催します。美郷が好きの方、美郷の
歴史に触れたい方、お誘いあわせのうえご参加ください。

日時●①11月21日(日)午前9時30分～午前11時30分

②11月27日(土)午前9時30分～午前11時30分

※両日とも同じ内容です。

会場●名水市場湧太郎「國之譽ホール」

内容●美郷町の歴史、宿場町と街道、美郷町のまちづ
くり、わくわく大学の振り返りと解説 ほか

参加料●無料

その他●受講者には「わくわく大学」の資料と美郷検
定希望級の前年問題集をお配りします。

・申し込みは不要です。

問 美郷町観光情報センター ☎0182(37)3980

在宅介護支援センター仙南からのお知らせ

家族介護教室を開催します

日時●11月20日(土)
午後2時30分～午後3時30分

会場●佐藤家蔵「飛翔館」
(美郷町宿泊交流館ワクアス隣)

講師●大曲ひまわり薬局 管理薬剤師 川田 智広 氏
内容●おくすりの正しい使い方～ぬり薬編、貼り薬編～

転倒予防教室を開催します

日時●11月26日(金)
午前10時30分～午前11時30分

会場●美郷町総合体育館リリオス(フィットネールム)

講師●ADL対応型高齢者体操指導者 中川 典子 氏
内容●筋トレ・脳トレ・笑トレ？

問 在宅介護支援センター仙南 ☎0187(87)8011

自衛官採用試験を実施します

募集種目●陸上自衛隊高等工科学校(自衛隊版の高校で
す)

応募資格●中学校を卒業(見込み含む)している17歳未満
の男性

1. 推薦

試験期日●令和4年1月8日(土)～1月11日(火)

※いずれか1日を指定されます。

受付期限●12月3日(金)

2. 一般

試験期日●令和4年1月22日(土)・1月23日(日)

受付期限●令和4年1月14日(金)

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 自衛隊秋田地方協力本部 大仙地域事務所

☎0187(63)1313

「アナログ回線への切り替え」を勧める電話に注意しましょう

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から
「光回線からアナログ回線に戻せば経費節減になる」と
電話で勧誘されて契約したが、実際は、回線の切り替え
とは無関係のサポートサービスの契約で、毎月サポ
ート料を請求されて困ったなどという相談が増えて
います。

光回線をアナログ回線に切り替えたい場合は、現在の
契約先や回線の事業者を確認してから、直接問い合
わせるようにしましょう。

困ったときはすぐに秋田県生活センターまたは町住民
生活課に相談してください。

問 秋田県生活センター南部生活相談室

(平鹿地域振興局内) ☎0182(45)6104

町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

事業主の皆さまへ

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働者を一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇
用保険)の加入手続きが必要です。現在も未手続の事業
主の方は、最寄りの労働基準監督署またはハローワーク
で労働保険加入の手続きを行ってください。

問 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 適用係

☎03(5253)1111 内線 5156